

# 申告相談に来場されるかたへ

新型コロナウイルスの感染症予防のため、ひとりひとりが予防対策を徹底したうえで来場ください。公的年金のみの方、年末調整済みの給与収入のみの方、税務署に申告される予定の方は、町民税・県民税の申告は不要です。

## ● 次のうち1つでも当てはまるかたは申告相談をご遠慮ください

- 2週間以内に37.5℃以上の発熱があった。
- 2週間以内に海外に渡航した。
- 2週間以内に新型コロナウイルスに感染した人と接触機会があった。
- 味やにおいを感じにくい。

## ● 来場される方へのお願い

- 来場時に必ず体温確認をしてください。
- マスクを着用してください。
- 手指の消毒を徹底してください。
- お待ちいただく間は、ソーシャルディスタンスを確保してください。
- 飛沫飛散防止のため、大声での会話は控えてください。



## ● 会場にお越しただいてから申告相談までの流れ（①から④まで）

- ① 設置型検温機で、体温を測定してください。
- ② 問診票をご記入ください。
- ③ 受付簿にお名前を書いて、お待ちください。
- ④ 順番が来ましたら入場ください。その際に再度検温させていただきます。

## 郵送での提出や e-Tax での電子申告が便利です

検温や消毒作業で例年より待ち時間が多くなることが予測されます。

そこで会場まで行く手間が省け、3密防止や待ち時間が無くなるといったメリットがある申告書の郵送提出、e-Tax での電子申告を推奨します。是非ご利用ください。

e-Tax についての問合せ 【長井税務署 ☎84-1810】

申告相談についての問合せ【役場税務会計課税務室 ☎87-0513】